

白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第5号

白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則の一部を改正する規則

白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則（昭和63年白川町規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 更新 耐用年数の超過、物理的な破損又は劣化若しくは処理性能の著しい低下等の状態にある既設の合併処理浄化槽を撤去処分し、再度設置することをいう。</u> (補助対象) 第3条 町長は、次の各号に定める地域内において、設置後の維持管理の責任が明らかかな合併処理浄化槽を設置又は更新する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1)～(3) (略) 2 (略) (1) (略) (2) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものとして、全国 <u>浄化槽推進</u> 市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること。	(用語の定義) 第2条 (略) (1)～(3) (略) (補助対象) 第3条 町長は、次の各号に定める地域内において、設置後の維持管理の責任が明らかかな合併処理浄化槽を設置_____する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1)～(3) (略) 2 (略) (1) (略) (2) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものとして、全国 <u>合併処理浄化槽普及促進</u> 市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること。

改正後	改正前
<p>(3) <u>一般社団法人全国浄化槽団体連合会</u> (以下「全浄連」という。)の機能保証制度又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会 (以下「岐浄連」という。)の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置又は更新する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 別荘その他の生活の本拠以外の住宅等に浄化槽を設置又は更新する者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 更新の場合にあつては、更新しようとする浄化槽の維持管理状況が確認できる資料及び保守点検又は法定検査の結果、更新が推奨される状態を示す資料</u></p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(3) ____社団法人全国浄化槽団体連合会 (以下「全浄連」という。)の機能保証制度又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会 (以下「岐浄連」という。)の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置_____する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 別荘その他の生活の本拠以外の住宅等に浄化槽を設置_____する者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 (第10条関係) 【別記2 参照】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正後

区分		補助金額
町内 事業者が 施工する 浄化 槽	5人槽	国の基準額に、設置又は更新工事費から国の基準額を差し引いた額の2分の1を加えた額 ただし、対象工事費の上限額は1,000,000円とする
	6～7人槽	国の基準額に、設置又は更新工事費から国の基準額を差し引いた額の2分の1を加えた額 ただし、対象工事費の上限額は1,100,000円とする
	8～10人槽	国の基準額に、設置又は更新工事費から国の基準額を差し引いた額の2分の1を加えた額 ただし、対象工事費の上限額は1,300,000円とする
	11～20人槽	国の基準額
	21～30人槽	国の基準額
	31～50人槽	国の基準額
	51人槽～	国の基準額の3分の2

改正前

区分		補助金額
町内 事業者が 施工する 浄化 槽	5人槽	国の基準額に、設置_____工事費から国の基準額を差し引いた額の2分の1を加えた額 ただし、対象工事費の上限額は1,000,000円とする
	6～7人槽	国の基準額に、設置_____工事費から国の基準額を差し引いた額の2分の1を加えた額 ただし、対象工事費の上限額は1,100,000円とする
	8～10人槽	国の基準額に、設置_____工事費から国の基準額を差し引いた額の2分の1を加えた額 ただし、対象工事費の上限額は1,300,000円とする
	11～20人槽	国の基準額
	21～30人槽	国の基準額
	31～50人槽	国の基準額
	51人槽～	国の基準額の3分の2

【別記2】

様式第7号（第10条関係）

補助金交付請求書

請求金額 一金 _____ 円也

年 度	年度
指令額	円

(事業名) 白川町合併処理浄化槽設置整備事業

(施工箇所) 白川町

(指令番号) _____ 年 _____ 月 _____ 日白川町指令白 _____ 第 _____ 号

上記金額を交付されたく請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 白川町

氏 名

白川町長

様

本事業は、_____ 年 _____ 月 _____ 日完了確認済であることを証する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 職名



【振込先】(金融機関名) _____ (支店名) _____

普通・当座・その他 () (口座番号) _____

カタカナ

(口座名義人) _____

(ゆうちょ銀行) 記号番号 _____